

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年4月5日（平成29年（行情）諮問第129号）

答申日：平成29年6月28日（平成29年度（行情）答申第126号）

事件名：特定の筆界特定手続に関して筆界特定書から筆界調査委員の意見を排除した理由を記載した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書41を特定し、一部開示した決定については、文書41を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月4日付け総2号により徳島地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、以下を求める。

筆界特定書内容は、不動産登記法134条から143条までの収集資料に基礎を置く資料で作成される内容である。収集資料は、境界の認識行為の表示であるが、認識行為の内容を構成する規定は、法律要件・法律行為である。法務局の筆界特定書を構成した法的制度に反した行為で筆界特定書が規定されている。

(1) 徳島地方法務局の筆界特定書（特定番号）（添付1）（略）

根拠記載内容は、総第2号平成29年1月4日（原処分）の資料の筆界特定書の根拠資料で作成した内容でない。筆界特定書作成の根拠資料の開示を求め。原処分不開示資料が筆界特定書作成の根拠になっている。筆界特定書は上記原処分の不開示資料は根拠資料が存在しない。根拠資料の開示を求める。（別添4）（略）

(2) 筆界特定書を作成する資料であるが筆界特定書〇頁・〇頁記載の特定日Aの「境界確定書」〇頁の効力は、特定番地Aと特定番地Aの先の境界を確定した書面である。この内容の根拠資料が存在しない筆界確定書である。資料の存在文書を開示して、別添2（略）の〇頁を拒否する資料の開示がなければ、〇から〇に〇mの所が境界である筆界特定書の根拠はない。開示を求める。（別添2）（略）

(3) 登記名義人審査請求人に対する筆界特定書の効力を及ぼす法律要件が

存在しないにも拘らず、法的効力を持たせた行為の法的要件の開示、効力の取り消しを求む。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 境界確定協議書に関して。(国の行為)

(ア)

- a 筆界特定書を作成した資料は○頁・○頁記載の特定日 A の境界確定書である。この境界確定書に無権利者である特定個人が立合者として、現地協議確認書に署名・捺印している内容を根拠として○頁の境界確定書の内容を解釈している。
- b 特定個人の署名・捺印行為は原処分の開示請求で、特定個人の代理権に関する資料の所持は存在しない開示内容である。資料の不開示内容は下記 c の番号である。(別添 4) (略)
- c 不開示番号(以下、該当する別紙 2 の文書番号を表記する。)文書 1, 文書 3, 文書 6 ないし文書 8, 文書 3 4 及び文書 3 5 等代理権を所持しない開示である。
- d ○頁○の境界確定書の解釈は官民境界確定書であるが、民事の境界確定書である。官民境界確定書は、官有地と民有地の境界を確認する債権契約である。ただし、上記境界を確認する債権契約であるが、「国有財産法」の適用は存在しない。国有財産法が適用される国有財産法 3 1 条の 3 規定は、国が境界確定を請求した時に適用される内容である。本件では資料 2 (略) の○頁記載で特定番地 A の住人が請求した確定書である。この請求は国有財産法の適用規定は、○頁記載のとおり、官・民の敷地の民事の境界を確認する内容であるが、国有財産法の適用は、国が請求した要件である。本件は該当しない内容である。国有財産法の適用は存在しない。適用される法的要件の開示を求める。
- e 以下国の筆界特定書の根拠要件は別添 2 (略) の○頁の境界確定協議書の解釈を、国が請求した行為と解釈した筆界特定書である。○頁の和解契約の債権契約の性質に反する解釈である。債権契約は当事者間にのみ効力を有する法的規定である。資料 2 (略) の○・○頁の資料を根拠とした筆界特定書の解釈を求めて、筆界特定書の効力が不動産登記法 1 3 2 条 7 項ただし書内容に準じる行為である。

(イ) 筆界特定書の解釈が国が境界を請求した境界確定協議書ではない。国有財産法の解釈を国が誤った解釈であり、法的要件に該当しないので、資料の解釈の法的解釈を求める。私人が請求した内容に国有財産法の適用が可能な要件の開示を求む。

国有財産法の解釈の要件に該当した時は、該当名の該当条文の開示を求める。

(ウ)

a 原処分の行政文書開示決定通知書の不開示内容で、無権代理人特定個人の代理権書は存在しない。無権代理人の署名・捺印行為は登記名義人に対する効力は生じない。無権代理人の関与した境界確定協議書は、登記名義人に効力は及ばない。無権代理人の代理権が存在する書面の開示を求める。

文書1, 文書3, 文書6ないし文書8等である。別添3国の書面(略)。

b 筆界特定書の結論は、筆界特定図面中○・○の○から○に○mの特定番地Bに接した所が境界と判断した。(○頁・特定図面)原処分の行政文書開示決定通知書の不開示内容, 文書50, 文書51, 文書53, 文書55ないし文書57等で○から○へ○mの所が筆界である資料は不所持で開示不能の通知である。資料が存在しない時に○から○南に○mの所が筆界である判断資料の根拠が存在しない。資料の開示がなければならない。

c 国の境界確定協議書の効力は、別添2(略)の資料214・215・217・220等で、特定番地Aと特定番地Aの先の境界線である。○から○に○mの所が境界である内容は存在しない。債権契約である。個人の境界確定が第三者に効力が及ぶ効力の開示を求む。私人の行為と国の財産管理行為の債権契約の境界線設定行為が、第三者に効力を及ぼす行為の開示。特定番地B登記名義人に対する何の通知行為も存在しない。通知行為の開示を求める。筆界確定書は○頁で境界確定協議書の境界確定書を解釈した。この境界確定書に無権代理人が関与して登記名義人に対する法的効果を与えた。無権代理人の行為が登記名義人に効力が及ぶ法律要件の開示を求む。法律要件が存在する開示を求む。

(以下略。)

(2) 意見書

審査請求人から平成29年5月13日付け(同月15日受付)で意見書が当審査会宛てに提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、徳島地方法務局に申請された特定の筆界特定事件(以下「本件事件」という。)に関する行政文書の開示請求(平成28年9月20日受付第100号)に対する処分庁の原処分を不服として行われたも

のである。

2 原処分について

本件審査請求の対象となっている開示請求書の記載内容から、対象文書を直ちに特定することが困難であったため、処分庁は、審査請求人との間でFAX等でやり取りを行い、平成28年11月28日に審査請求人から提出されたFAXの記載内容に基づき対象文書を特定した上で決定を行った。

3 原処分の妥当性について

処分庁は、別紙2に掲げる行政文書（文書41を除く。）は保有していないとして、不開示決定を行っている。

処分庁による対象文書の特定について検討すると、審査請求人から提出されたFAXの記載内容に基づき、別紙2に記載した文書1から文書57までの文書を特定しており、審査請求人の記載とほぼ同じ内容で文書を特定していることから、処分庁による対象文書の特定は妥当であると判断できる。

対象文書について、処分庁が別紙2の文書41以外の行政文書は存在しないとして不開示したことについて検討すると、審査請求人が審査請求書において存在すると主張する行政文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではなく、また、徳島地方法務局における本件事件の筆界特定手続記録中にも存在しないことが認められることから、処分庁において作成・保有していないことは明らかである。

よって、対象となる行政文書は、別紙2の文書41以外存在しないと認められ、これを保有していないとして不開示決定をした処分庁の原処分は妥当であると判断できる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月15日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年6月6日 審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書57について、本件請求文書に該当する文書として掲げつつ、そのうち文書41について、その一部

を法5条1号に該当するとして不開示とし、その余の文書（不開示文書）については、保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、外に開示請求の対象とすべき文書が存在するとして、当該文書の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、文書特定の妥当性及び不開示文書の保有の有無について検討する。

2 文書特定の妥当性及び不開示文書の保有の有無について

(1) 処分庁は、本件請求文書につき、本件事件に係る行政文書であるとして、原処分を行っている。そこで、開示請求書を確認したところ、別紙1のとおり、本件請求文書の冒頭に「特定文書番号の請求。」と記載されており、当該「特定文書番号」とは、審査請求書に添付された資料によると、徳島地方法務局の筆界特定登記官が審査請求人に対し、本件事件に係る筆界特定書の写しを送付する旨の文書の文書番号であると認められることから、審査請求人は本件事件に係る行政文書の開示を求めていると認められる。

(2) また、諮問庁は、原処分について、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、開示請求書の記載内容から、対象文書を直ちに特定することが困難であったため、審査請求人との間でFAX等でやり取りを行い、平成28年11月28日に審査請求人から提出されたFAX（以下「本件FAX」という。）の記載内容に基づき対象文書を特定した。

イ 処分庁は、本件FAXの記載内容に基づき、本件対象文書を特定しており、審査請求人の記載とほぼ同じ内容で文書を特定していることから、処分庁による対象文書の特定は妥当であると判断できる。

ウ 不開示文書は存在しないとしたことについて検討すると、審査請求人が審査請求書において存在すると主張する行政文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではなく、また、徳島地方法務局における本件事件の筆界特定手続記録中にも存在しないことが認められることから、処分庁において作成・保有していないことは明らかである。

(3) 以上について検討すると、当審査会において、諮問書に添付された本件FAXの写しを確認したところ、本件FAXには、審査請求人が処分庁の職員に対し、本件事件に係る筆界特定書等の特定の記載や判断について、審査請求人が納得できない事項や疑問がある事項等につき、その根拠を示す文書や説明等を求め、それに係る文書の開示を、本件開示請求において求める旨が記載されていると認められる。そして、本件FAXの記載と、処分庁が本件請求文書に該当するとして特定した別紙2に掲げる各文書の名称を対比して検討すると、上記各文書は、本件FAX

の記載に従って、内容ごとに分割した上で、その記載の各要旨を本件請求文書に該当する文書として特定したものと認められるところ、文書の特定については、特段問題はないと認められる。

- (4) 次に、不開示文書の保有の有無について検討すると、文書41を除いた、別紙2に掲げる各文書は、いずれも、上記(1)のとおり、本件事件に係る行政文書であることを前提としたものであって、これらの文書の名称等に照らせば、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものではないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もなく、首肯できる。

さらに、徳島地方法務局における本件事件の筆界特定手続記録中にも存在しないとする諮問庁の説明について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求に係る行政文書は、本件事件の筆界特定手続記録中に編てつされるところ、当該記録中には、本件請求文書に該当する文書は存在せず、当該記録以外の文書についても探索し確認したが、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったとのことであり、この説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も存しないことから、文書の探索の範囲及び方法について、特段の問題があるとは認められない。

- (5) したがって、徳島地方法務局において、文書41を特定し、文書41の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとして不開示とした決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、文書41を特定し、一部開示した決定については、徳島地方法務局において、文書41の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書41を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件請求文書)

「A」 特定文書番号の請求。

- ① 民二第2760号通達124条は、筆界特定集は様式17号の書面により作成と記載されている。この内容は、筆界調査委員の意見書の記載が要求されている。
筆界特定書に筆界調査委員の意見書記載の文章の開示を求める。
- ② 通達124条は、不動産登記規則231条1項に掲げる事項の記載を要求している。同じく不動産登記法143条1項も並列的に不動産登記規則231条1項4号の筆界特定書の理由の要旨は、筆界調査委員の意見書を引用する方法により明らかにする方法の記載が要求されている。記載内容は、筆界調査委員の意見書の記載が要求されている。
- ③ 通達124条は、筆界調査委員の意見書の記載。規則231条1項の各号の記載事項が存在されていない。特に「筆界の要旨」・「筆界調査委員」の記載は法的記載要件である。記載内容を記載した書簡がなければ筆界特定書の効力が無効になる。
- ④ 不動産登記法143条1項内容も筆界特定書の「結論及び理由の要旨」記載の記載を法的要件にされている。法的要件の記載をした(不動産登記)法143条の筆界特定書を請求する。
- ⑤ 全ての法的要件を充足した書面を要求する。

「B」

- ① 筆界特定書〇頁〇「境界確定書」の書面の資料の開示を請求する。
- ② 「境界確定書」と一体を構成する書面の開示を求める。

別紙 2（原処分において本件請求文書として特定した文書）

本件事件に係る行政文書のうち、

- 文書 1 筆界特定書の作成時の無権代理人特定個人の代理権が存在しない時に、特定個人が無権代理人ではないと判断したことを示す公文書
- 文書 2 筆界特定書から筆界調査委員の意見を排除した理由を記載した公文書
- 文書 3 筆界特定書に他人である無権代理人の署名・捺印行為が登記名義人に対する効力を有するとして登記名義人の行為と解釈したことを示す公文書
- 文書 4 民事上の和解契約が国有財産法上の効力を有すると解釈したことを示す公文書
- 文書 5 筆界特定書から筆界調査委員の意見を排除したことが分かる法務局が調査した内容が記載された公文書
- 文書 6 特定個人の有権代理書面
- 文書 7 筆界特定書の作成時に、無権代理人である特定個人を有権代理と解釈したことを示す公文書
- 文書 8 筆界特定書の作成時に、無権代理人である特定個人の署名・捺印行為を有効であるとしたことを示す公文書
- 文書 9 徳島県知事が作成した資料である筆界特定に対する意見書に添付されている特定日 A 付け境界確定書（以下「境界確定書」という。）等が国有財産法の効力が存在すると解釈したことを示す公文書
- 文書 10 国有財産法 31 条の 3 第 1 項に規定されている行為がなされていないにもかかわらず境界確定について国有財産法の規定が適用されることを示す公文書
- 文書 11 和解契約が第三者に対して効力を有することを示す公文書
- 文書 12 私的債権契約が公図を変更する効力を有することを示す公文書
- 文書 13 筆界特定書において、特定個人の署名・捺印行為を有権者の署名・捺印行為として認めたことを示す公文書
- 文書 14 市町村職員が国有財産法 31 条の 4 に基づく立会いをする手続が定められている公文書
- 文書 15 市町村職員が国有財産法 31 条の 4 に基づき、境界確定に立ち会ったことを示す公文書
- 文書 16 境界確定書以外で国が境界確定を行ったことを示す公文書
- 文書 17 国が境界確定を請求していない境界確定が債権契約でないことを示す公文書
- 文書 18 和解契約である債権契約で公図を変更する権限があることを示す公文書

- 文書 19 境界確定書の効力を認め、不動産登記法 123 条に反しないと認定して筆界特定を行ったことを示す行政文書
- 文書 20 特定番地 A の住人が、不動産登記法 123 条に該当しない場所の筆界特定を請求したことに對して、法務局が隣接地の要件に該当すると認めたことを示す公文書
- 文書 21 筆界特定において不動産登記法 123 条 1 号の規定を排除することを示す公文書
- 文書 22 特定番地 A の住人が特定番地 A でない土地を基準として特定番地 A 地先と特定番地 B 地先及び特定番地 C 地先の境界確認を請求することが可能となる要件を示す公文書
- 文書 23 ○から○メートル離れた場所が不動産登記法 123 条に規定される隣接地に該当する要件を示す公文書
- 文書 24 私人である特定番地 A の住人が申請した境界確定協議が国有財産法の適用を有することを示す公文書
- 文書 25 特定番地 A の土地の所有者が、赤線・青線の○側の土地の境界線を主張する要件を示す公文書
- 文書 26 私人が提出した和解契約・債権契約である特定日 B 付け境界確定協議書（以下「境界確定協議書」という。）を国有財産法の規定が適用されると解釈する法的要件を示す公文書
- 文書 27 和解契約が第三者に効力を及ぼす法律行為であることを示す公文書
- 文書 28 国が境界確認を申し出たことを示す公文書
- 文書 29 境界確定協議書が国有財産法の効力を有することを示す公文書
- 文書 30 境界確定書が国有財産法の法律上の解釈を有することを示す公文書
- 文書 31 不動産登記法 123 条を無視した境界確定を法務局が認める要件を示す公文書
- 文書 32 境界確定書における国の説明に反する内容である○から○ミリメートル○に移動した所が筆界であると法務局が断定した内容を示す公文書
- 文書 33 境界確定書に反する国有財産管理署の押印のある公文書
- 文書 34 他人である無権代理人の署名・捺印行為が登記名義人に対して効力が及ぶとする法律要件・法律効果の規定を示す公文書
- 文書 35 無権代理人の署名・捺印行為が登記名義人に対して効力が及ぶと判断した特定登記官の法的内容を示す公文書
- 文書 36 判断事実の資料を有しない法務局が、筆界を判断する資料を収集した事実資料の収集行為の法的手段内容を示す公文書
- 文書 37 不動産登記法 135 条ないし同法 139 条に基づく調査等以外で収集した資料及び同法 143 条で考慮することとされている事項以外

の事項に関する事実資料

- 文書 3 8 筆界特定意見書の結論を廃除する資料の収集行為を示す公文書及び当該収集行為の正当性を示す公文書
- 文書 3 9 筆界特定において不動産登記法 1 2 3 条の規定を否定することを示す公文書
- 文書 4 0 法務局が特定番地 A の土地に隣接しない土地を隣接地として取り扱う法的根拠を示す公文書
- 文書 4 1 本件事件に係る筆界特定手続記録のうち、家屋のない所での関係人 1 の生活内容を示す公文書として、現地調査調書
- 文書 4 2 法務局が特定個人の署名・捺印行為と境界確定協議書との関係及び内容を検証することなく自己的に利用したことを説明した公文書
- 文書 4 3 ブロックを筆界の起点とする根拠規定を示す公文書
- 文書 4 4 和解契約である債権契約が筆界を変更させることを示す公文書
- 文書 4 5 境界確定協議書の内容を国有財産法の適用が存在する法的内容であると法務局が解することを示す公文書
- 文書 4 6 境界確定書において、相互の譲歩条件を調査した内容を示す公文書
- 文書 4 7 赤線・青線の測量幅、面積が記載された測量資料又は土地調書
- 文書 4 8 赤線を和解契約に使用する行為が国有財産法 1 8 条 5 項により不可能であるにもかかわらず、可能とする条件を示す公文書
- 文書 4 9 筆界特定書作成に当たり、債権契約と国有財産法の性質が同じ法的内容であると判断したことを示す公文書
- 文書 5 0 特定国有財産管理者の書面を排除し、○から○メートル○に移動した所が筆界であると判断したことを示す公文書
- 文書 5 1 法務局が○から○に○メートルの場所を筆界であると判断したことを示す筆界特定手続記録以外の資料
- 文書 5 2 公図の変更を認める行為を説明した資料及び測量図面
- 文書 5 3 特定番地 A の土地の所有者が特定番地 A を超えて特定番地 A 地先の土地を隣接地として境界確定を要求し、法務局が○から○に○メートルの所を境界と認めた法律要件を示す公文書
- 文書 5 4 法務局が特定番地 A の住人の要求を認めて筆界を判断した法的要件を示す公文書及び当該公文書と不動産登記法 1 2 3 条の相関関係を示す公文書
- 文書 5 5 徳島県の農村地区の里道の幅員○センチメートル、水路の幅員が○センチメートルであることを示す公文書
- 文書 5 6 筆界特定書及び筆界特定図面における○及び○の場所が特定番地 A の土地の隣接地として、特定番地 A の住人が境界確定協議を行った内容を法務局が認めたことを示す公文書

文書 5 7 筆界特定書及び筆界特定図面における○及び○の場所を○から○メートル○に移動した所が筆界であると要求した特定番地 A の住人の要求内容及び当該要求内容に対して法務局が行った行為を示す公文書